

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-227135

(P2004-227135A)

(43) 公開日 平成16年8月12日(2004.8.12)

(51) Int.C1.⁷

G07G 1/12
B42D 11/00
B42D 15/10
G06F 17/60
G06K 19/00

F 1

G07G 1/12 321M
G07G 1/12 321P
B42D 11/00 K
B42D 15/10 521
B42D 15/10 531D

テーマコード(参考)

2C005
3E042
5B035

審査請求 未請求 請求項の数 22 O L (全 27 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号
(22) 出願日

特願2003-12033 (P2003-12033)
平成15年1月21日 (2003.1.21)

(71) 出願人 000002897
大日本印刷株式会社
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

(74) 代理人 100091476

弁理士 志村 浩

(72) 発明者 西村 記代子
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
大日本印刷株式会社内

F ターム(参考) 2C005 HB12 JA09 KB14 MB10 NB01
PA01 PA21 QC09
3E042 CC02 CC03 CC10 CD04 CE01
5B035 AA06 BA02 BB07 BB09 CA01

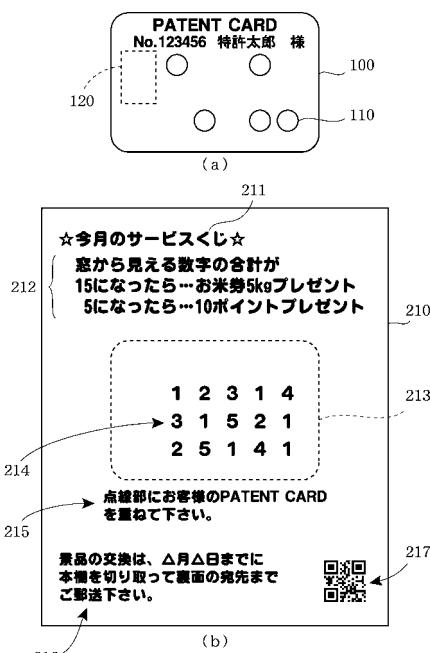
(54) 【発明の名称】カード利用者に対するくじによる特典提供システム

(57) 【要約】

【課題】顧客に配布した商用カード自身を物理的に利用することにより、顧客に何らかの特典を提供する付加的サービスを行う。

【解決手段】所定箇所に円形の開口窓110が形成された商用カード100(クレジットカードなど)を顧客に発行する。開口窓110の配置パターンは、各顧客ごとに異なるようにしておく。月締めで顧客に発送する利用明細書の一部には、くじ表示領域210を設けておく。このくじ表示領域210には、商用カード100を位置合わせするための位置指標213と、複数の数字からなるシンボルマーク214とが印刷されており、商用カード100を位置指標に合わせて重ねた場合に、開口窓110内から一部のシンボルマーク214が観察できる。この観察可能な位置に配置された一部のシンボルマーク214に基づいて、くじの当選が決定される。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

商業上のサービスを提供するために顧客に対して発行される商用カードと、この商用カードの利用明細を示すために顧客に対して発行される利用明細書と、を用いて、顧客に対してくじによる特典を提供する方法であって、

前記商用カードには、所定位置に透光性をもった開口窓を設け、

前記利用明細書には、前記商用カードを位置合わせするための位置指標と、この位置指標に基づいて前記商用カードを位置合わせして重ねた場合に前記開口窓内から観察可能もしくは観察不能な位置に配置されたシンボルマークと、を有するくじ表示領域を設け、

前記利用明細書上に、前記位置指標に基づいて前記商用カードを位置合わせして重ねた場合に、前記開口窓から観察可能な位置に配置されたシンボルマークに基づいて、くじの当選を決定することを特徴とするカード利用者に対するくじによる特典提供方法。 10

【請求項 2】

商業上のサービスを提供するために顧客に対して発行される商用カードと、この商用カードの利用明細を示すために顧客に対して発行される利用明細書と、を用いて、顧客に対してくじによる特典を提供する方法であって、

前記商用カードには、所定位置に透光性をもった開口窓を設け、

前記利用明細書には、前記商用カードを位置合わせするための位置指標と、この位置指標に基づいて前記商用カードを位置合わせして重ねた場合に前記開口窓内から観察可能な位置および前記開口窓内から観察不能な位置にそれぞれ配置された複数のシンボルマークと、を有するくじ表示領域を設け、 20

前記利用明細書上に、前記位置指標に基づいて前記商用カードを位置合わせして重ねた場合に、前記開口窓から観察可能な位置に配置されたシンボルマークに基づいて、くじの当選を決定することを特徴とするカード利用者に対するくじによる特典提供方法。

【請求項 3】

商業上のサービスを提供するために顧客に対して発行される商用カードと、この商用カードの利用明細を示すために顧客に対して発行される利用明細書と、を備え、

前記商用カードには、所定位置に透光性をもった開口窓が形成されており、

前記利用明細書には、前記商用カードを位置合わせするための位置指標と、この位置指標に基づいて前記商用カードを位置合わせして重ねた場合に前記開口窓内から観察可能もしくは観察不能な位置に配置された当選決定用シンボルマークと、を有するくじ表示領域が形成されていることを特徴とするカード利用者に対するくじによる特典提供用具。 30

【請求項 4】

商業上のサービスを提供するために顧客に対して発行される商用カードと、この商用カードの利用明細を示すために顧客に対して発行される利用明細書と、を備え、

前記商用カードには、所定位置に透光性をもった開口窓が形成されており、

前記利用明細書には、前記商用カードを位置合わせするための位置指標と、この位置指標に基づいて前記商用カードを位置合わせして重ねた場合に前記開口窓内から観察可能な位置および前記開口窓内から観察不能な位置にそれぞれ配置された複数の当選決定用シンボルマークと、を有するくじ表示領域が形成されていることを特徴とするカード利用者に対するくじによる特典提供用具。 40

【請求項 5】

請求項 4 に記載の特典提供用具において、

利用明細書のくじ表示領域内には、n 行 m 列のマトリックスが定義されており、このマトリックス上の各セルにそれぞれ特定のシンボルマークが配置されており、

商用カードには、前記利用明細書上に定義されたマトリックスと同じ大きさのマトリックスが対応位置に定義されており、このマトリックスを構成するセルのうちの一部のセルに対応する位置に開口窓が形成されていることを特徴とするカード利用者に対するくじによる特典提供用具。

【請求項 6】

10

20

30

40

50

請求項 5 に記載の特典提供用具において、

商用カード上に定義されたマトリックスを構成するセルのうち、開口窓が形成されていないセルの位置に、ダミーシンボルマークが印刷されていることを特徴とするカード利用者に対するくじによる特典提供用具。

【請求項 7】

請求項 3 ~ 6 のいずれかに記載の特典提供用具において、

位置指標に基づいて商用カードを利用明細書上に位置合わせして重ねた場合に、開口窓から観察可能な位置に配置されたシンボルマークに基づいて、くじの当選を決定するためのルールを示す当選ルール情報が、利用明細書のくじ表示領域内に掲載されていることを特徴とするカード利用者に対するくじによる特典提供用具。

10

【請求項 8】

請求項 7 に記載の特典提供用具において、

商用カードには、複数の開口窓が形成されており、

前記複数の開口窓内に観察可能なシンボルマークの組み合わせに基づいて、くじの当選を決定するためのルールを示す当選ルール情報が、利用明細書のくじ表示領域内に掲載されていることを特徴とするカード利用者に対するくじによる特典提供用具。

【請求項 9】

商業上のサービスを提供するために顧客に対して発行され所定位置に透光性をもった開口窓が形成された商用カード、についての利用明細を示す利用明細書であって、

特定の顧客に関する利用明細情報が掲載された利用明細記録領域と、

前記商用カードを位置合わせするための位置指標と、この位置指標に基づいて前記商用カードを位置合わせして重ねた場合に前記開口窓内から観察可能もしくは観察不能な位置に配置された当選決定用シンボルマークと、が掲載されたくじ表示領域と、を備えることを特徴とする商用カードの利用明細書。

20

【請求項 10】

商業上のサービスを提供するために顧客に対して発行され所定位置に透光性をもった開口窓が形成された商用カード、についての利用明細を示す利用明細書であって、

特定の顧客に関する利用明細情報が掲載された利用明細記録領域と、

前記商用カードを位置合わせするための位置指標と、この位置指標に基づいて前記商用カードを位置合わせして重ねた場合に前記開口窓内から観察可能な位置および前記開口窓内から観察不能な位置にそれぞれ配置された複数の当選決定用シンボルマークと、が掲載されたくじ表示領域と、を備えることを特徴とする商用カードの利用明細書。

30

【請求項 11】

請求項 9 または 10 に記載の利用明細書において、

位置指標に基づいて商用カードを位置合わせして重ねた場合に、開口窓から観察可能な位置に配置されたシンボルマークに基づいて、くじの当選を決定するためのルールを示す当選ルール情報が、くじ表示領域内に掲載されていることを特徴とする商用カードの利用明細書。

【請求項 12】

商業上のサービスを提供するために顧客に対して発行される商用カードと、この商用カードの利用明細を示すための利用明細書を発行する利用明細書発行部と、種々の情報をデジタルデータとして格納した情報格納部と、この情報格納部に情報を格納するための情報入力部と、くじの当選を判定する当選判定部と、を備え、

前記商用カードには、透光性をもった開口窓が、個々の顧客ごともしくは個々の顧客グループごとに異なる配置パターンで形成されており、

前記情報格納部には、個々の顧客に関する個人情報と、個々の顧客に対して発行した商用カードに形成された開口窓の配置パターンを示すパターン情報と、個々の顧客の利用明細を示す利用明細情報と、くじの当選を決定するために用いるシンボルマークを示す情報と、前記シンボルマークの配置を指定する配置情報と、前記開口窓から観察可能な位置に配置されたシンボルマークに基づいて、くじの当選を決定するためのルールを示す当選ルー

40

50

ル情報と、が格納されており、

前記利用明細書発行部は、利用明細書の構成面上に、前記利用明細情報および前記商用カードを位置合わせするための位置指標をそれぞれ割り付けるとともに、前記配置情報に基づいて前記シンボルマークを所定位置に割り付けることにより利用明細書を構成する画像を生成する画像生成部と、前記画像生成部によって生成された画像を紙面上にプリントするか、もしくはデジタルデータとして出力することにより利用明細書の発行を行う画像出力部と、を有しており、

前記配置情報は、少なくとも一部の顧客に対して発行された商用カードを前記位置指標に基づいて位置合わせして重ねた場合に、少なくとも一部の開口窓内から前記シンボルマークが観察可能な位置に割り当てられるような配置を指定しており、

前記当選判定部は、前記配置情報、前記パターン情報、前記当選ルール情報、に基づいて、個々の顧客についての当選判定を行うことを特徴とするカード利用者に対するくじによる特典提供システム。

【請求項 1 3】

請求項 1 2 に記載の特典提供システムにおいて、

情報格納部内に、複数通りの配置情報が格納されており、

利用明細書発行部が、個々の顧客宛の利用明細書を発行する際に、所定の配置情報を選択して用いることを特徴とするカード利用者に対するくじによる特典提供システム。

【請求項 1 4】

商業上のサービスを提供するために顧客に対して発行される商用カードと、この商用カードの利用明細を示すための利用明細書を発行する利用明細書発行部と、種々の情報をデジタルデータとして格納した情報格納部と、この情報格納部に情報を格納するための情報入力部と、くじの当選を判定する当選判定部と、を備え、

前記商用カードには、透光性をもった開口窓が所定の配置パターンで形成されており、前記情報格納部には、個々の顧客に関する個人情報と、前記開口窓の配置パターンを示すパターン情報と、個々の顧客の利用明細を示す利用明細情報と、くじの当選を決定するために用いるシンボルマークを示す情報と、前記シンボルマークの配置を指定する配置情報と、前記開口窓から観察可能な位置に配置されたシンボルマークに基づいて、くじの当選を決定するためのルールを示す当選ルール情報と、が格納されており、

前記利用明細書発行部は、利用明細書の構成面上に、前記利用明細情報および前記商用カードを位置合わせするための位置指標をそれぞれ割り付けるとともに、前記配置情報に基づいて前記シンボルマークを所定位置に割り付けることにより利用明細書を構成する画像を生成する画像生成部と、前記画像生成部によって生成された画像を紙面上にプリントするか、もしくはデジタルデータとして出力することにより利用明細書の発行を行う画像出力部と、を有しており、

前記配置情報は、商用カードを前記位置指標に基づいて位置合わせして重ねた場合に、少なくとも一部の開口窓内から前記シンボルマークが観察可能な位置に割り当てられるような配置を指定しており、かつ、個々の顧客ごともしくは個々の顧客グループごとに異なる配置を指定しており、

前記当選判定部は、前記配置情報、前記パターン情報、前記当選ルール情報、に基づいて、個々の顧客についての当選判定を行うことを特徴とするカード利用者に対するくじによる特典提供システム。

【請求項 1 5】

請求項 1 2 ~ 1 4 のいずれかに記載の特典提供システムにおいて、

利用明細書発行部が、利用明細書の構成面上に、当選ルール情報を掲載する処理を更に行うことを特徴とするカード利用者に対するくじによる特典提供システム。

【請求項 1 6】

請求項 1 2 ~ 1 5 のいずれかに記載の特典提供システムにおいて、

利用明細書発行部が、特定の顧客宛の利用明細書を発行する際に、利用明細書の構成面上に、当該特定の顧客を識別するための顧客識別コードを掲載する処理を更に行い、

10

20

30

40

50

当選判定部が、利用明細書もしくはその複写物から、前記顧客識別コードをデジタルデータとして読み取り、読み取った顧客識別コードに対応する顧客についての当選判定を行うことを特徴とするカード利用者に対するくじによる特典提供システム。

【請求項 17】

請求項 12～16 のいずれかに記載の特典提供システムにおいて、
n 行 m 列のマトリックス上の各セルにそれぞれ特定のシンボルマークを配置することを示す配置情報が情報格納部内に格納されており、
顧客に配布する商用カード上の開口窓の配置パターンが、前記マトリックス上で選択された一部のセルの配置に対応したパターンとなっていることを特徴とするカード利用者に対するくじによる特典提供システム。

10

【請求項 18】

請求項 12～17 のいずれかに記載の特典提供システムにおいて、
商用カードには、複数の開口窓が形成されており、
情報格納部には、前記複数の開口窓内に観察可能なシンボルマークの組み合わせに基づいて、くじの当選を決定するためのルールを示す当選ルール情報が格納されていることを特徴とするカード利用者に対するくじによる特典提供システム。

【請求項 19】

商業上のサービスを提供するために顧客に対して発行され所定位置に透光性をもった開口窓が形成された商用カード、についての利用明細を示す利用明細書を発行するための発行装置であって、

20

顧客の利用明細を示す利用明細情報と、くじの当選を決定するために用いるシンボルマークを示す情報と、前記シンボルマークの配置を指定する配置情報と、をデジタルデータとして格納した情報格納部と、

前記情報格納部に情報を格納するための情報入力部と、

利用明細書の構成面上に、前記利用明細情報および前記商用カードを位置合わせするための位置指標をそれぞれ割り付けるとともに、前記配置情報に基づいて前記シンボルマークを所定位置に割り付けることにより利用明細書を構成する画像を生成する画像生成部と、前記画像生成部によって生成された画像を紙面上にプリントするか、もしくはデジタルデータとして出力することにより利用明細書の発行を行う画像出力部と

を備え、

30

前記配置情報は、少なくとも一部の顧客に対して発行された商用カードを前記位置指標に基づいて位置合わせして重ねた場合に、少なくとも一部の開口窓内から前記シンボルマークが観察可能な位置に割り当てられるような配置を指定していることを特徴とする商用カードの利用明細書の発行装置。

【請求項 20】

請求項 19 に記載の発行装置において、
情報格納部内に、複数通りの配置情報が格納されており、
画像生成部が、個々の顧客宛の利用明細書を構成する画像を生成する際に、所定の配置情報を選択して用いることを特徴とする商用カードの利用明細書の発行装置。

【請求項 21】

請求項 19 または 20 に記載の発行装置において、
情報格納部内に、開口窓から観察可能な位置に配置されたシンボルマークに基づいて、くじの当選を決定するためのルールを示す当選ルール情報が格納されており、
画像生成部が、利用明細書の構成面上に、前記当選ルール情報が掲載された利用明細書を構成する画像を生成することを特徴とする商用カードの利用明細書の発行装置。

40

【請求項 22】

請求項 19～21 のいずれかに記載の発行装置において、n 行 m 列のマトリックス上の各セルにそれぞれ特定のシンボルマークを配置することを示す配置情報が情報格納部内に格納されており、

画像生成部が、複数のシンボルマークを前記配置情報に基づいて前記マトリックス上に割

50

り付ける処理を行うことを特徴とする商用カードの利用明細書の発行装置。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、カード利用者に対するくじによる特典提供システムに関し、特に、商業上のサービスを提供するために顧客に対して発行される商用カードと、この商用カードの利用明細を示すために顧客に対して発行される利用明細書と、を用いて、顧客に対してくじによる特典を提供する技術に関する。

【0002】

【従来の技術】

現在、商業上のサービスを顧客に提供するためのカード（本明細書では、商用カードと呼ぶ）として、様々なタイプのものが用いられている。たとえば、信販会社が個々の顧客に対して発行するクレジットカードやデビットカードは、このような商用カードの代表例であり、顧客に対して代金決済を行うサービスの提供に用いられている。また、小売業者などが発行しているいわゆる「ポイントカード」と呼ばれている商用カードでは、購入額に応じて何らかのサービスポイントが与えられ、蓄積したサービスポイントに応じた特典が得られるような形態を採るものが多い。また、会員登録を行うことによって得られる会員カードも、このような商用カードの一種であり、個々の会員に対して付加的なサービスを提供するために利用されていることが多い。

【0003】

このような商用カードでは、顧客への付加的サービスを拡充しつつ、カードの利用促進を図るために、様々な工夫により、顧客に特典を与えるシステムを導入していることが多い。たとえば、下記の特許文献1には、クレジットカードの利用明細書に、利用金額に応じて付与されるポイント数を記載するとともに、付与されたポイント数に応じて発行された商品券を印刷して提供する技術が開示されている。また、下記の特許文献2には、日付、時間、口座番号の数値をもとに算出した所定の数値データを、任意の当選データと比較して、当選の判定を行い、その結果を利用明細書に印字する技術が開示されている。下記の特許文献3には、現金自動預払機の利用明細書に、種々の特典情報データの中から選択された所定の特典情報を印字して提供する技術が開示されている。

【0004】

【特許文献1】

特開2001-357459号公報

【特許文献2】

実開平5-43254号公報

【特許文献3】

実用新案登録第3078037号公報

【発明が解決しようとする課題】

上述したように、商用カードに付随して、顧客に対して何らかの付加的なサービスを提供しようという試みは、これまでにも様々な方法が提案されている。しかしながら、従来から提案されている種々の試みは、いずれも顧客に配布した商用カード自身を物理的に利用した付加的サービスにはなっていない。このため、提供された付加的サービスが、商用カードに直接関連したサービスであるという認識を顧客に抱かせることが困難である。実用上、商用カードの利用促進を図る上では、個々の顧客が所持している商用カード自身によって、何らかの付加的サービスが受けられたという印象を抱かせることが重要である。

【0005】

そこで本発明は、顧客に配布した商用カード自身を物理的に利用することにより、顧客に何らかの特典を提供する付加的サービスを行うことが可能な特典提供システムを実現することを目的とする。

【0006】

【課題を解決するための手段】

10

20

30

40

50

(1) 本発明の第1の態様は、商業上のサービスを提供するために顧客に対して発行される商用カードと、この商用カードの利用明細を示すために顧客に対して発行される利用明細書と、を用いて、顧客に対してくじによる特典を提供するカード利用者に対するくじによる特典提供方法において、

商用カードには、所定位置に透光性をもった開口窓を設け、

利用明細書には、商用カードを位置合わせするための位置指標と、この位置指標に基づいて商用カードを位置合わせして重ねた場合に開口窓内から観察可能もしくは観察不能な位置に配置されたシンボルマークと、を有するくじ表示領域を設け、

利用明細書上に、位置指標に基づいて商用カードを位置合わせして重ねた場合に、開口窓から観察可能な位置に配置されたシンボルマークに基づいて、くじの当選を決定するようにしたものである。 10

【0007】

(2) 本発明の第2の態様は、商業上のサービスを提供するために顧客に対して発行される商用カードと、この商用カードの利用明細を示すために顧客に対して発行される利用明細書と、を用いて、顧客に対してくじによる特典を提供するカード利用者に対するくじによる特典提供方法において、

商用カードには、所定位置に透光性をもった開口窓を設け、

利用明細書には、商用カードを位置合わせするための位置指標と、この位置指標に基づいて商用カードを位置合わせして重ねた場合に開口窓内から観察可能な位置および開口窓内から観察不能な位置にそれぞれ配置された複数のシンボルマークと、を有するくじ表示領域を設け、 20

利用明細書上に、位置指標に基づいて商用カードを位置合わせして重ねた場合に、開口窓から観察可能な位置に配置されたシンボルマークに基づいて、くじの当選を決定するようにしたものである。

【0008】

(3) 本発明の第3の態様は、商業上のサービスを提供するために顧客に対して発行される商用カードと、この商用カードの利用明細を示すために顧客に対して発行される利用明細書と、によって、カード利用者に対するくじによる特典提供用具を構成し、

商用カードには、所定位置に透光性をもった開口窓が形成されているようにし、

利用明細書には、商用カードを位置合わせするための位置指標と、この位置指標に基づいて商用カードを位置合わせして重ねた場合に開口窓内から観察可能もしくは観察不能な位置に配置された当選決定用シンボルマークと、を有するくじ表示領域が形成されているようにしたものである。 30

【0009】

(4) 本発明の第4の態様は、商業上のサービスを提供するために顧客に対して発行される商用カードと、この商用カードの利用明細を示すために顧客に対して発行される利用明細書と、によって、カード利用者に対するくじによる特典提供用具を構成し、

商用カードには、所定位置に透光性をもった開口窓が形成されているようにし、

利用明細書には、商用カードを位置合わせするための位置指標と、この位置指標に基づいて商用カードを位置合わせして重ねた場合に開口窓内から観察可能な位置および開口窓内から観察不能な位置にそれぞれ配置された複数の当選決定用シンボルマークと、を有するくじ表示領域が形成されているようにしたものである。 40

【0010】

(5) 本発明の第5の態様は、上述の第4の態様に係るカード利用者に対するくじによる特典提供用具において、

利用明細書のくじ表示領域内に、n行m列のマトリックスを定義し、このマトリックス上の各セルにそれぞれ特定のシンボルマークを配置するようにし、

商用カードには、利用明細書上に定義されたマトリックスと同じ大きさのマトリックスを対応位置に定義し、このマトリックスを構成するセルのうちの一部のセルに対応する位置に開口窓を形成するようにしたものである。 50

【0011】

(6) 本発明の第6の態様は、上述の第5の態様に係るカード利用者に対するくじによる特典提供用具において、

商用カード上に定義されたマトリックスを構成するセルのうち、開口窓が形成されていないセルの位置に、ダミーシンボルマークを印刷するようにしたものである。

【0012】

(7) 本発明の第7の態様は、上述の第3～第6の態様に係るカード利用者に対するくじによる特典提供用具において、

位置指標に基づいて商用カードを利用明細書上に位置合わせして重ねた場合に、開口窓から観察可能な位置に配置されたシンボルマークに基づいて、くじの当選を決定するためのルールを示す当選ルール情報を、利用明細書のくじ表示領域内に掲載するようにしたものである。

10

【0013】

(8) 本発明の第8の態様は、上述の第7の態様に係るカード利用者に対するくじによる特典提供用具において、

商用カードには、複数の開口窓を形成するようにし、

この複数の開口窓内に観察可能なシンボルマークの組み合わせに基づいて、くじの当選を決定するためのルールを示す当選ルール情報を、利用明細書のくじ表示領域内に掲載するようにしたものである。

20

【0014】

(9) 本発明の第9の態様は、商業上のサービスを提供するために顧客に対して発行され所定位置に透光性をもった開口窓が形成された商用カード、についての利用明細を示す利用明細書において、

特定の顧客に関する利用明細情報が掲載された利用明細記録領域と、

商用カードを位置合わせするための位置指標と、この位置指標に基づいて商用カードを位置合わせして重ねた場合に開口窓内から観察可能もしくは観察不能な位置に配置された当選決定用シンボルマークと、が掲載されたくじ表示領域と、

を形成するようにしたものである。

【0015】

(10) 本発明の第10の態様は、商業上のサービスを提供するために顧客に対して発行され所定位置に透光性をもった開口窓が形成された商用カード、についての利用明細を示す利用明細書において、

30

特定の顧客に関する利用明細情報が掲載された利用明細記録領域と、

商用カードを位置合わせするための位置指標と、この位置指標に基づいて商用カードを位置合わせして重ねた場合に開口窓内から観察可能な位置および開口窓内から観察不能な位置にそれぞれ配置された複数の当選決定用シンボルマークと、が掲載されたくじ表示領域と、

を形成するようにしたものである。

【0016】

(11) 本発明の第11の態様は、上述の第9または第10の態様に係る商用カードの利用明細書において、

40

位置指標に基づいて商用カードを位置合わせして重ねた場合に、開口窓から観察可能な位置に配置されたシンボルマークに基づいて、くじの当選を決定するためのルールを示す当選ルール情報を、くじ表示領域内に掲載するようにしたものである。

【0017】

(12) 本発明の第12の態様は、商業上のサービスを提供するために顧客に対して発行される商用カードと、この商用カードの利用明細を示すための利用明細書を発行する利用明細書発行部と、種々の情報をデジタルデータとして格納した情報格納部と、この情報格納部に情報を格納するための情報入力部と、くじの当選を判定する当選判定部と、によって、カード利用者に対するくじによる特典提供システムを構成し、

50

商用カードには、透光性をもった開口窓が、個々の顧客ごともしくは個々の顧客グループごとに異なる配置パターンで形成されているようにし、

情報格納部には、個々の顧客に関する個人情報と、個々の顧客に対して発行した商用カードに形成された開口窓の配置パターンを示すパターン情報と、個々の顧客の利用明細を示す利用明細情報と、くじの当選を決定するために用いるシンボルマークを示す情報と、シンボルマークの配置を指定する配置情報と、開口窓から観察可能な位置に配置されたシンボルマークに基づいて、くじの当選を決定するためのルールを示す当選ルール情報と、が格納されているようにし、

利用明細書発行部は、利用明細書の構成面上に、利用明細情報および商用カードを位置合わせするための位置指標をそれぞれ割り付けるとともに、配置情報に基づいてシンボルマークを所定位置に割り付けることにより利用明細書を構成する画像を生成する画像生成部と、画像生成部によって生成された画像を紙面上にプリントするか、もしくはデジタルデータとして出力することにより利用明細書の発行を行う画像出力部と、を有しており、配置情報は、少なくとも一部の顧客に対して発行された商用カードを位置指標に基づいて位置合わせして重ねた場合に、少なくとも一部の開口窓内からシンボルマークが観察可能な位置に割り当てられるような配置を指定しており、

当選判定部は、配置情報、パターン情報、当選ルール情報、に基づいて、個々の顧客についての当選判定を行う機能を有しているようにしたものである。

【0018】

(13) 本発明の第13の態様は、上述の第12の態様に係るカード利用者に対するくじによる特典提供システムにおいて、20

情報格納部内に、複数通りの配置情報を格納するようにし、

利用明細書発行部が、個々の顧客宛の利用明細書を発行する際に、所定の配置情報を選択して用いるようにしたものである。

【0019】

(14) 本発明の第14の態様は、商業上のサービスを提供するために顧客に対して発行される商用カードと、この商用カードの利用明細を示すための利用明細書を発行する利用明細書発行部と、種々の情報をデジタルデータとして格納した情報格納部と、この情報格納部に情報を格納するための情報入力部と、くじの当選を判定する当選判定部と、によって、カード利用者に対するくじによる特典提供システムを構成し、30

商用カードには、透光性をもった開口窓が所定の配置パターンで形成されているようにし、

情報格納部には、個々の顧客に関する個人情報と、開口窓の配置パターンを示すパターン情報と、個々の顧客の利用明細を示す利用明細情報と、くじの当選を決定するために用いるシンボルマークを示す情報と、シンボルマークの配置を指定する配置情報と、開口窓から観察可能な位置に配置されたシンボルマークに基づいて、くじの当選を決定するためのルールを示す当選ルール情報と、が格納されているようにし、

利用明細書発行部は、利用明細書の構成面上に、利用明細情報および商用カードを位置合わせするための位置指標をそれぞれ割り付けるとともに、配置情報に基づいてシンボルマークを所定位置に割り付けることにより利用明細書を構成する画像を生成する画像生成部と、画像生成部によって生成された画像を紙面上にプリントするか、もしくはデジタルデータとして出力することにより利用明細書の発行を行う画像出力部と、を有しており、配置情報は、商用カードを位置指標に基づいて位置合わせして重ねた場合に、少なくとも一部の開口窓内からシンボルマークが観察可能な位置に割り当てられるような配置を指定しており、かつ、個々の顧客ごともしくは個々の顧客グループごとに異なる配置を指定しており、

当選判定部は、配置情報、パターン情報、当選ルール情報、に基づいて、個々の顧客についての当選判定を行う機能を有しているようにしたものである。

【0020】

(15) 本発明の第15の態様は、上述の第12～第14の態様に係るカード利用者に50

対するくじによる特典提供システムにおいて、
利用明細書発行部が、利用明細書の構成面上に、当選ルール情報を掲載する処理を更に行
うようにしたものである。

【0021】

(16) 本発明の第16の態様は、上述の第12～第15の態様に係るカード利用者に
対するくじによる特典提供システムにおいて、

利用明細書発行部が、特定の顧客宛の利用明細書を発行する際に、利用明細書の構成面上
に、当該特定の顧客を識別するための顧客識別コードを掲載する処理を更に行い、
当選判定部が、利用明細書もしくはその複写物から、顧客識別コードをデジタルデータと
して読み取り、読み取った顧客識別コードに対応する顧客についての当選判定を行
うようにしたものである。 10

【0022】

(17) 本発明の第17の態様は、上述の第12～第16の態様に係るカード利用者に
対するくじによる特典提供システムにおいて、

n 行 m 列のマトリックス上の各セルにそれぞれ特定のシンボルマークを配置することを示
す配置情報が情報格納部内に格納されており、
顧客に配布する商用カード上の開口窓の配置パターンが、上記マトリックス上で選択され
た一部のセルの配置に対応したパターンとなっているようにしたものである。 20

【0023】

(18) 本発明の第18の態様は、上述の第12～第17の態様に係るカード利用者に
対するくじによる特典提供システムにおいて、

商用カードに、複数の開口窓を形成するようにし、
情報格納部には、この複数の開口窓内に観察可能なシンボルマークの組み合わせに基づいて、くじの当選を決定するためのルールを示す当選ルール情報を格納するようにしたもの
である。 20

【0024】

(19) 本発明の第19の態様は、商業上のサービスを提供するために顧客に対して発
行され所定位置に透光性をもった開口窓が形成された商用カード、についての利用明細を
示す利用明細書を発行するための商用カードの利用明細書の発行装置において、 30

顧客の利用明細を示す利用明細情報と、くじの当選を決定するために用いるシンボルマー
クを示す情報と、シンボルマークの配置を指定する配置情報と、をデジタルデータとして
格納した情報格納部と、

情報格納部に情報を格納するための情報入力部と、
利用明細書の構成面上に、利用明細情報および商用カードを位置合わせするための位置指
標をそれぞれ割り付けるとともに、配置情報に基づいてシンボルマークを所定位置に割り
付けることにより利用明細書を構成する画像を生成する画像生成部と、
画像生成部によって生成された画像を紙面上にプリントするか、もしくはデジタルデータと
して出力することにより利用明細書の発行を行う画像出力部と
を設け、 40

配置情報は、少なくとも一部の顧客に対して発行された商用カードを位置指標に基づいて
位置合わせして重ねた場合に、少なくとも一部の開口窓内からシンボルマークが観察可能
な位置に割り当てられるような配置を指定しているようにしたものである。

【0025】

(20) 本発明の第20の態様は、上述の第19の態様に係る商用カードの利用明細書
の発行装置において、

情報格納部内に、複数通りの配置情報を格納するようにし、
画像生成部が、個々の顧客宛の利用明細書を構成する画像を生成する際に、所定の配置情
報を選択して用いるようにしたものである。 50

【0026】

(21) 本発明の第21の態様は、上述の第19または第20の態様に係る商用カード

の利用明細書の発行装置において、

情報格納部内に、開口窓から観察可能な位置に配置されたシンボルマークに基づいて、くじの当選を決定するためのルールを示す当選ルール情報を格納するようにし、

画像生成部が、利用明細書の構成面上に、当選ルール情報が掲載された利用明細書を構成する画像を生成するようにしたものである。

【0027】

(22) 本発明の第22の態様は、上述の第19～第21の態様に係る商用カードの利用明細書の発行装置において、

n 行 m 列のマトリックス上の各セルにそれぞれ特定のシンボルマークを配置することを示す配置情報を情報格納部内に格納するようにし、

画像生成部が、複数のシンボルマークを配置情報に基づいて上記マトリックス上に割り付ける処理を行うようにしたものである。

【0028】

【発明の実施の形態】

以下、本発明を図示する実施形態に基づいて説明する。

【0029】

<<< §1. 基本的実施形態 >>>

図1は、本発明の基本的実施形態を示す平面図である。本発明の基本概念は、商業上のサービスを提供するために顧客に対して発行される商用カードと、この商用カードの利用明細を示すために顧客に対して発行される利用明細書と、を用いて、顧客に対してくじによる特典を提供する点にある。したがって、本発明を、商用カードの利用者に対して、くじにより何らかの特典を提供する用具として捉えると、この特典提供用具は、図1(a)に示すような商用カード100と、図1(b)に示すような利用明細書200(図には、その一部分の領域である「くじ表示領域210」のみが示されている)と、によって構成されることになる。

【0030】

図2は、本発明で用いられる利用明細書200の具体的な構成例を示す平面図である。ここに示す例では、利用明細書200は、くじ表示領域210、宛名領域220、利用明細記録領域230、お知らせ領域240なる4つの領域によって構成されている。この利用明細書200は、信販会社が発行する一般的なクレジットカードの一例を示すものである(ここでは、説明の便宜上、「PATENT CARD」なる仮想のクレジットカードについての利用明細書の例を示す)。一般的なクレジットカードの場合、ここに示す例のような利用明細書200が、毎月、会員となる顧客のもとに郵送されてくる。

【0031】

この利用明細書200における宛名領域220には、通常、会員番号や会員氏名などが記載されており、利用明細記録領域230には、当該会員の一ヶ月間のカードの利用明細の一覧が掲載されており、お知らせ領域240には、種々のお知らせが掲載されている。このように、宛名領域220、利用明細記録領域230、お知らせ領域240を有する利用明細書200は、従来から一般的に利用されているものであるが、本発明の特徴は、更に、くじ表示領域210を設けるようにした点にある。図2では、このくじ表示領域210の記載部分のみを拡大表示してあり、図1(b)に示したくじ表示領域210の内容は、この拡大表示した内容と同一である。

【0032】

なお、図示の例では、利用明細書200の左下欄にくじ表示領域210を設けているが、もちろん、くじ表示領域210は利用明細書200のどの部分に設けるようにしてもかまわない。図2に示す利用明細書200は、あくまでも具体的な一例であり、個々の領域をどの部分に配置するかは、自由に設定することが可能な事項である。もちろん、くじ表示領域210を利用明細書200の裏面に設けることも可能である。また、必要に応じて、くじ表示領域210の内容を掲載した印刷物と、利用明細記録領域230の内容を掲載した印刷物とを別紙として用意し、これらを同封して顧客宛に郵送するような形態を採って

もかまわない。

要するに、本願における「商用カードの利用明細書」とは、顧客が受領した際に、商用カードの利用明細が含まれている一連の資料として把握できる対象物を意味しており、必ずしも1枚の紙によって構成されている必要はない。

【0033】

本発明の特徴は、商用カード100と利用明細書200とを連携させることにより、顧客に対して、くじによる特典を提供する点にある。以下、この特徴を、図1を参照しながら説明する。まず、商用カード100についての特徴であるが、図1(a)に示すように、本発明に係る商用カード100には、開口窓110が形成されている。この開口窓110は、透光性を有する閉領域として機能するものであれば、形状や構造は問わない。図示の例は、ICを内蔵したクレジットカードであり、商用カード100の内部には、ICチップ120が埋め込まれている。

【0034】

一方、利用明細書200上に設けられたくじ表示領域210には、図1(b)に示すように、表題211、当選ルール情報212、位置指標213、シンボルマーク214、位置合わせ説明215、景品交換説明216、顧客識別コード217が掲載されている。表題211は、このくじ表示領域210が、くじによる特典を提供するための欄であることを示すタイトル部であり、この例では「今月のサービスくじ」なる名称が付されている。当選ルール情報212は、このくじの当選を決定するためのルールを示す情報であり、顧客は、この情報をもとに、くじに当選したか否かを認識することができる。

【0035】

位置指標213は、商用カード100を、このくじ表示領域210上の所定位置に位置合わせするための指標であり、顧客は、この位置指標213に基づいて、所持する商用カード100を利用明細書200上に重ね合わせる操作を行うことができる。図示の例では、位置指標213は、商用カード100の輪郭位置を示す点線によって構成されている。もちろん、位置指標213は、必ずしも商用カード100の輪郭位置を示すものにする必要はなく、たとえば、四隅の位置のみを示す指標、一辺の位置のみを示す指標、一隅の位置のみを示す指標などであってもかまわない。あるいは、くじ表示領域210の境界線をそのまま位置指標213として利用することも可能である。また、場合によっては、利用明細書200の紙面自身の左下隅に商用カード100を位置合わせするような形態を探ってもかまわない。この場合、利用明細書200の紙面の外辺自身が、位置指標213として機能することになる。

【0036】

位置合わせ説明215は、顧客に対して、位置指標213へ位置合わせする操作を促すための説明文であり、図示の例では、商用カード100を点線部に重ねる旨の指示が記載されている。また、景品交換説明216は、このくじに当選した場合の景品交換方法を示す説明文である。右下隅の顧客識別コード217は、この利用明細書200の宛名となる顧客（この例では、特許太郎なる会員）を識別するためのコードであり、この例では、光学的な読み取りに適した二次元バーコードを採用している。

【0037】

続いて、顧客がくじの当選を認識するプロセスを説明しよう。前述したように、図1(a)に示す商用カード100は、特許太郎なる顧客に対して発行された「PATENT CARD」なるクレジットカードであり、当該顧客に対して、毎月、図2に示すような利用明細書200が郵送されてくる。このような利用明細書200を受領した顧客は、くじ表示領域210に、くじによる特典サービスがあることを認識し、所持する商用カード100を取り出して、位置合わせ説明215に従って、位置指標213に沿って位置合わせをしながら、これをくじ表示領域210の所定位置に重ねることになる。図3は、くじ表示領域210に商用カード100を重ねた状態を示す平面図である。商用カード100の5か所に設けられた開口窓110から、シンボルマーク214の一部が観察できる。別言すれば、図1(b)に示す位置指標213の内部の所定位置に配置された複数のシンボ

10

20

30

40

50

ルマーク 214 のうち、商用カード 100 の開口窓 110 の位置に合致するシンボルマークだけが窓を通して見える状態になる。

【0038】

この例では、当選ルール情報 212 には、「窓から見える数字の合計が、15 になつたら…お米券 5kg プレゼント、5 になつたら…10 ポイントプレゼント」なる当選ルールが示されている。ここで、10 ポイントプレゼントなる特典は、別途提供されているポイントサービス（クレジットカードの利用額に応じて顧客にポイントを付与し、累積ポイントに応じた特典を与えるサービス）にボーナスポイントを付加する特典である。図 3 に示す例の場合、窓から見える数字の合計は 12 であるので、特許太郎なる顧客は、今回のくじでは当選しなかったことになる。

10

【0039】

このように、本発明の特徴は、利用明細書 200 上に、位置指標 213 に基づいて商用カード 100 を位置合わせして重ねた場合に、開口窓 110 から観察可能な位置に配置されたシンボルマークに基づいて、くじの当選を決定する点にある。

【0040】

ここに示す実施形態では、信販会社は、個々の顧客に商用カード 100 を発行する際に、発行する商用カード 100 上の開口窓 110 の配置パターンが、個々の顧客ごとにそれ異なるような配慮を施している。そのため、個々の顧客に発行された商用カード 100 上には、様々な配置パターンで開口窓 110 が形成されていることになり、各顧客に郵送された利用明細書 200 上のくじ表示領域 210 に、同一のシンボルマーク 214 が同一配置で印刷されていたとしても、くじの当選結果は、個々の顧客ごとに異なったものになる。

20

【0041】

たとえば、実用次郎なる顧客に対しては、図 4 に示すような商用カード 100A が発行されていたとしよう。図 4 に示す商用カード 100A を、図 1 (a) に示す商用カード 100 と比べると、会員番号や氏名などの印刷内容が異なるだけではなく、開口窓の配置も異なっていることがわかるであろう。すなわち、図 1 (a) に示す商用カード 100 上の開口窓 110 と、図 4 に示す商用カード 100A 上の開口窓 110A とは、いずれも 5 か所に設けられた開口窓ではあるが、その配置パターンは全く異なっている。したがって、実用次郎なる顧客が、自己の商用カード 100A をくじ表示領域 210 上の所定位置に重ねてみると、図 5 に示すような結果が得られることになる。すなわち、開口窓 110A から見える数字の合計は 15 になり、当選ルールに従えば、お米券 5kg プレゼントという特典を得ることができる。

30

【0042】

このように、本発明では、商用カード 100 と利用明細書 200 とによって、くじによる特典提供用具を構成し、商用カード 100 を利用明細書 200 上に重ね合わせることにより、くじの当落の認識を行うことができるようになつたため、顧客は、配布された商用カード自身を物理的に利用することにより、何らかの特典（くじの当選による特典）を受けることができるようになる。これにより、顧客に、商用カードを所持していることを再認識させることができ、商用カードの利用を促進させることができることを期待できる。

40

【0043】

<<< § 2. いくつかの変形例 >>>

続いて、本発明に係るくじによる特典提供用具の変形例をいくつか述べておく。

【0044】

(1) 商用カードの構成について

前述した商用カード 100 には、図 1 (a) に示すように、所定位置に透光性をもつた開口窓 110 が形成されている。この開口窓 110 は、透光性を有する閉領域として機能するものであれば、形状や構造は問わない。図示の例では、円形の開口窓 110 が 5 か所に設けられているが、矩形や三角形など、任意の形状の開口窓 110 を形成してかまわない。図 6 (a) は、図 1 (a) に示す商用カード 100 の物理的な構成を示す平面図

50

である。ここで、斜線によるハッチングを施した領域は、光を遮蔽する性質をもった領域であり、白抜きの部分が透光性をもった開口窓として機能する領域である。図6(b)に示す商用カード100Bは、開口窓の形状を正方形にした例であり、商用カード100と全く同様の機能を果たすことができる。

【0045】

各開口窓は、商用カードを構成する板状材料(通常は、合成樹脂製の板)に物理的に穴をあけることによって構成することも可能であるが、実用上は、物理的な穴を形成すると、カード自体の物理的な強度を損なうおそれがあるので、全体的に不透明な板状体の一部の領域のみを透明にするという方法で構成するのが好ましい。

【0046】

図1(a)に示す実施形態では、透明な樹脂によって、板状のカード本体部を形成した後、その表面に印刷を施すことにより、開口窓110を有する商用カード100を製造するという方法を探っている。すなわち、図6(a)にハッチングを施した領域に対してのみ、印刷層が形成されることになる。このように、開口窓110の部分だけ印刷層を形成しないようにすれば、全体的には印刷によって不透明な印刷層で覆われたカードになるが、開口窓110の部分だけは、透明な樹脂が露出した状態になり、透明な開口領域として機能することになる。こうして、印刷によって開口窓110を形成する手法を探れば、物理的には通常の樹脂製カードと同等になるため、強度が低下するような問題は生じない。

【0047】

なお、開口窓の部分は、完全な透明にする必要はなく、シンボルマークを観察することができる程度の半透明の状態にしてもかまわない。もちろん、シンボルマークを観察することができる程度に着色を施すことも可能である。また、たとえば、赤く着色した開口窓と、緑に着色した開口窓とを用意しておき、利用明細書側には、赤インキで印刷したシンボルマークと緑インキで印刷したシンボルマークとを設けておき、赤く着色した開口窓からは緑インキで印刷したシンボルマークのみが観察でき、緑に着色した開口窓からは赤インキで印刷したシンボルマークのみが観察できる、というような手法を探ってもよい。

【0048】

図1(a)に示す例は、ICを内蔵したクレジットカードであり、商用カード100の内部には、ICチップ120が埋め込まれているが、本発明の適用は、このようなICチップ120が埋め込まれているいわゆるICカードに限定されるものではない。本発明は、磁気テープ部分が形成された磁気カードや、何ら情報記録機能をもたない単なる物理的なカードについても適用可能である。また、ここでは、信販会社が発行したクレジットカードを商用カードとして用いた例を示すが、本発明における商用カードは、このようなクレジットカードに限定されるものではなく、商業上のサービスを提供するために顧客に対して発行されるカードであれば、どのようなカードであってもかまわない。たとえば、信販会社が発行するデビットカード、小売業者などが発行するいわゆるポイントカード、会員登録を行うことによって得られる会員カードなど、種々のカードを用いて本発明を実施することができる。

【0049】

(2) 利用明細書の構成について

利用明細書200の全体構成の一例は、図2に示したとおりであり、この例では、くじ表示領域210、宛名領域220、利用明細記録領域230、お知らせ領域240の4つの領域が設けられている。もちろん、各領域の配置は自由に設定することができ、宛名領域220やお知らせ領域240に関しては、不要であれば、設けなくてもかまわない。要するに、本発明に用いる利用明細書は、商業上のサービスを提供するために顧客に対して発行され所定位置に透光性をもった開口窓が形成された商用カード、についての利用明細を示す利用明細書であり、特定の顧客に関する利用明細情報が掲載された利用明細記録領域230とくじ表示領域210とが形成されれば、どのような形態のものであってもかまわない。また、利用明細記録領域230とくじ表示領域210とは、物理的に異なる紙

10

20

30

40

50

面上に形成されたものであってもよいことは、既に述べたとおりである。

【0050】

また、図2に示す例は、クレジットカードについての月毎の利用明細を掲載するための利用明細書であるが、本発明に係る利用明細書は、必ずしも一定期間ごとの利用明細を示すものである必要はない。たとえば、個々の店舗のレジにおいて、クレジットカードやポイントカードなどを提示してカード利用を行うたびに、当該店舗のレジにおいて発行されるレシート形式の帳票を、本発明に係る利用明細書として利用することも可能である。この場合、当該レシート形式の帳票に、くじ表示領域が記載されることになるので、顧客は、当該店舗のレジにおいて、くじに当選したか否かを認識することが可能になる。もちろん、銀行などが発行するキャッシュカードを商用カードとして用いる場合には、当該キャッシュカードを利用して現金を引き出す際に、ATM/CD機などによって発行されるレシート形式の帳票を、本発明に係る利用明細書として利用することも可能である。この場合も、その場で当落の確認ができる。

【0051】

更に、この利用明細書に設けられるくじ表示領域の掲載内容も、前述した実施形態に示したものに限定されるものではない。たとえば、図1(b)に示すくじ表示領域210には、表題211、当選ルール情報212、位置指標213、シンボルマーク214、位置合わせ説明215、景品交換説明216、顧客識別コード217が記載されているが、少なくとも位置指標213とシンボルマーク214とが含まれていれば、本発明の実施を行うことが可能であり、その他の要素は、必要に応じて適宜設けるようにすればよい。

【0052】

図1(b)に示す例の場合、シンボルマーク214として数字を用いているため、実用上、顧客に対して、当選か落選かの判断を行うための情報として、当選ルール情報212を掲載している。この当選ルール情報212は、位置指標213に基づいて商用カード100を位置合わせして重ねた場合に、開口窓110から観察可能な位置に配置されたシンボルマークに基づいて、くじの当選を決定するためのルールを顧客に対して示すものであり、顧客に対してくじの当落の判断基準を明示した方が好ましい場合には、このような当選ルール情報212をくじ表示領域210内に掲載すればよい。しかしながら、たとえば、シンボルマーク214として、「あたり」、「はずれ」のような文字、あるいは、「特賞」、「一等」、「二等」のような文字を採用するようすれば、当選ルール情報212を掲載しなくても、当選の判断基準は明確であり、支障は生じない。

【0053】

なお、本発明に用いる利用明細書は、必ずしも紙などの物理的な媒体上にプリントされたものである必要はなく、利用明細書の体裁をもった画像を提示するためのデジタルデータであってもかまわない。たとえば、紙面からなる利用明細書を郵送する代わりに、このような利用明細書を提示するためのデジタルデータを電子メールなどを利用して顧客に配信することができれば、顧客は、受信したデジタルデータを用いて、利用明細書をディスプレイ画面上に表示させたり、プリンタを用いて紙面上に印刷したりすることができる。くじの当選決定は、プリンタによって印刷した利用明細書上に商用カードを重ねて行うこともできるし、ディスプレイ画面上に表示された利用明細書上に直接商用カードを重ねて行うこともできる。

【0054】

(3) シンボルマークの内容について

図1(b)に示す例では、シンボルマーク214として数字を用いているが、本発明に用いるシンボルマークは、もちろん、数字に限定されるものではなく、文字や絵柄など、どのようなシンボルマークを用いてもかまわない。単なる色を示すようなシンボルマークを利用することも可能である。図7に示すくじ表示領域210Cは、絵柄をシンボルマークとして用いた例である。このくじ表示領域210C内に掲載されている表題211C、位置指標213C、位置合わせ説明215C、景品交換説明216C、顧客識別コード217Cは、いずれも図1(b)に示す各対応要素と同一のものであるが、シンボルマーク

10

20

30

40

50

ク214Cについては、数字の代わりに絵柄が用いられており、当選ルール情報212Cも、この絵柄を用いた当選ルールに変更されている。

【0055】

図8は、図7に示すくじ表示領域210Cに、ポイントカードとしての機能をもつ商用カード100Cを重ねた状態を示す平面図である。この商用カード100Cには、5か所に正方形形状の開口窓110Cが形成されており、この5か所の開口窓110Cを通して、5つの絵柄が観察できる状態になっている。図示の例の場合、ハートマークとダイヤモンドマークとが窓から見えているので、当選ルール情報212Cによれば、お米券5kgが当選したことになる。一方、図9は、図7に示すくじ表示領域210Cに、別な顧客に発行された商用カード100Dを重ねた状態を示す平面図である。この例の場合、黒星マークと黒い三日月マークとが窓から見えているので、当選ルール情報212Cによれば、10ポイント分のサービスポイントを獲得する特典が当選したことになる。

【0056】

(4) シンボルマークの配置と開口窓との関係および当選ルールについてこれまで述べた実施形態においても示されているとおり、本発明では、商用カード100をくじ表示領域210上の所定位置に重ねたときに、開口窓110内から観察されるシンボルマーク214によって、くじの当選決定を行うことになる。したがって、くじの当選決定は、シンボルマークの配置と開口窓との関係および当選ルールによって左右されることになる。

【0057】

これまでの実施形態では、商用カード側に複数の開口窓を形成しておき、くじ表示領域側に複数のシンボルマークを配置しておき、複数の開口窓を通して観察されるシンボルマークの種類によって、当落を決定する当選ルールを定めていた。しかしながら、開口窓の数やシンボルマークの数は、必ずしも複数にする必要はない。たとえば、商用カード側には、いずれかの位置に単一の開口窓のみを設けておき、くじ表示領域側には、いずれかの位置に単一のシンボルマーク(たとえば、「当選」なる文字からなるシンボルマーク)のみを設けておいてもよい。

この場合、当選決定を左右するシンボルマークが、開口窓から見えれば当選、見えなければ落選ということになる。シンボルマークが見えるか見えないかは、個々の商用カードによって異なる。別言すれば、くじ表示領域上に配置されたシンボルマークは、ある特定の商用カード上の開口窓からは観察可能であるが、別な商用カード上の開口窓からは観察不能ということになる。このように、本発明を実施する上で、くじ表示領域に掲載する当選決定用シンボルマークは、種々の商用カードの開口窓内から観察可能な位置もしくは観察不能な位置のいずれかに配置しておけばよい。

【0058】

もっとも、上述したような単一の開口窓と単一のシンボルマークの組み合わせでは、当選パターンのバリエーションが限られてしまうので、実用上は、複数の開口窓と複数のシンボルマークとの組み合わせにより、当落の決定がなされるようになるのが好ましい。特に、ある特定の顧客の立場から見れば、自分の所持する商用カードをくじ表示領域上に重ねた場合に、複数のシンボルマークのうちの一部だけが開口窓から観察でき、残りのシンボルマークは隠れてしまう、という状況になるのが好ましい。このように、自分の保持する商用カード上の開口窓の配置パターンに応じて、複数のシンボルマークのうちの特定の一部だけが観察可能な状態になることにより、偶然性によって特定のシンボルマークの選択が行われた、という印象を顧客に抱かせる効果が得られるようになるので、偶然性の作用による公正なくじ引きが行われたという心証を顧客に与えることができるようになる。このような効果を狙うためには、いずれの顧客の商用カードを重ねた場合にも、開口窓内から観察可能な位置に配置されたシンボルマークと、開口窓内から観察不能な位置に配置されたシンボルマークとが存在するように、複数のシンボルマークを配置しておくようすればよい。

【0059】

10

20

30

40

50

実用的には、くじ表示領域内に、 n 行 m 列のマトリックスを定義し、このマトリックス上の各セルにそれぞれ特定のシンボルマークを配置しておくようにし、商用カードには、同じ大きさのマトリックスを対応位置に定義し、このマトリックスを構成するセルのうちの一部のセルに対応する位置に開口窓を形成するようにすればよい。たとえば、図1(b)

に示す例の場合、くじ表示領域210内には、3行5列のマトリックスが定義されており、このマトリックスを構成する各セルの位置に、合計15個のシンボルマーク(1~5の数字のいずれか)が配置されている。これに対応して、図1(a)に示す商用カード100や、図4に示す商用カード100Aにも、同じ大きさのマトリックスが対応位置に定義されており、合計15個のセル位置の中から任意の5個のセルが選択され、この選択されたセルに対応する位置に円形の開口窓が形成されている。

10

【0060】

全15個のセルの中から、任意の5個のセルを選択する組み合わせは、約3000通りあるので、互いに開口窓の配置パターンが異なる商用カードを約3000種類作成することが可能である。より多数の顧客について、それぞれ開口窓の配置パターンが異なる商用カードを配布したい場合には、よりサイズの大きなマトリックスを定義したり、開口窓の数をより増やすようにすればよい。

【0061】

もっとも、実用上は、すべての顧客に対して、それぞれ開口窓の配置パターンが異なる商用カードを配布する必要はない。たとえば、3000人の顧客に対して、3000種類の商用カードを発行する場合、全顧客を10人ずつのグループに分け、同一グループに所属する顧客に対しては、開口窓の配置パターンが同一の商用カードを配布するようすればよい。この場合、同一グループに所属する10人の顧客に関しては、全く同一の当選結果が得られることになるが、全体的に見れば、3000分の1の確率に基づくくじ引きが行われたことに変わりはなく、実用上の問題は生じない。要するに、個々の顧客グループごとに、開口窓の配置パターンが異なっていれば、すべての顧客についての開口窓の配置パターンを異ならせる必要はない。

20

【0062】

一方、本発明において、くじ表示領域上で行われるくじ引きの当選ルールは、「開口窓から観察可能な位置に配置されたシンボルマークに基づいて当選を決定する」という原則が守られている限り、どのような当選ルールを設定してもかまわない。たとえば、前述したように、「あたり」、「特賞」、「一等」、「二等」のような文字からなるシンボルマークを採用し、いずれかの開口窓からこれらのシンボルマークが観察できれば、該当する賞に当選したと判定するような単純なルールを設定することも可能である。また、このような単純なルール設定を行うのであれば、商用カード側に設ける開口窓は1つだけであってもかまわない。

30

【0063】

ただ、あまり単純な当選ルールを設定すると、商用カードをくじ表示領域上に重ねた瞬間に当落が認識でき、顧客に対する心理的な効果が薄れてしまう。したがって、実用上は、商用カードには、複数の開口窓を形成するようにし、これら開口窓内から観察可能な複数のシンボルマークの組み合わせに基づいて、くじの当選を決定するためのルールを設定するようにするのが好ましい。たとえば、図1(b)に示す当選ルール情報212によれば、当落判定には、窓から見える数字の合計を計算する必要があり、5か所の開口窓から観察されるすべてのシンボルマークを用いて当選を決定するようなルールが設定されている。このように、開口窓から観察できる数字の合計値で当落を判断するような当選ルールは非常に効果的である。また、図7に示す当選ルール情報212Cによれば、特定のシンボルマーク対がいずれかの開口窓に観察された場合に当選となる。このように、特定の絵柄(同一でもよいし、類似したものでもよい)が所定の個数だけ開口窓から観察された場合に当選となるような当選ルールも効果的である。あるいは、「釣り竿」、「魚」、「バケツ」という関連ある3つの絵柄がすべて開口窓から観察された場合に当選となるような当選ルールを設定することも可能であるし、更に、色彩を組み合わせたルールを設定する

40

50

ことも可能である。いずれにしても、複数のシンボルマークの組み合わせに基づいて当選を決定するような当選ルールを設定しておけば、顧客は当落判定のプロセスを楽しむことができるようになる。

【0064】

(5) シンボルマークの配置バリエーションについて

これまで述べた実施形態では、顧客に発行する商用カード側の開口窓の配置パターンにバリエーションをもたせているので、利用明細書のくじ表示領域に掲載されるシンボルマークの配置は、全顧客について共通にしても問題は生じない。

たとえば、図1(b)に示すくじ表示領域210の内容は、顧客識別コード217の部分を除いて、全顧客について共通のものであってかまわない。別言すれば、全顧客に対して、同一配列のシンボルマーク214を提示しても、個々の顧客の所持する商用カード側の開口窓の配置パターンがそれぞれ異なるので、当選する顧客も存在すれば、落選する顧客も存在し、「くじ引き」としての機能を果たすことができる。

【0065】

しかしながら、敢えて、顧客ごとにシンボルマークの配置バリエーションを変えるような運用を行うことも可能である。たとえば、クレジットカードの1か月間の利用明細を示す利用明細書の場合、各顧客の1か月間のクレジットカードの利用金額に応じて、シンボルマークの配置様を変えることにより、利用金額の多い顧客ほど、くじの当選確率も高くなるような設定を行うことができる。たとえば、1か月間のクレジットカードの利用金額の合計が、1万円未満のグループA、1万円以上5万円未満のグループB、5万円以上のグループC、というように、顧客を3つのグループに分類するとともに、シンボルマークの配置（単なる位置指定だけでなく、どのシンボルマークをいくつ配置するかという内容の取捨選択も含んだ配置）に関しても、当選確率の低い配置a、中くらいの配置b、高い配置cという3通りの配置を用意し、グループAに属する顧客宛の利用明細書には配置aによりシンボルマークを印刷し、グループBに属する顧客宛の利用明細書には配置bによりシンボルマークを印刷し、グループCに属する顧客宛の利用明細書には配置cによりシンボルマークを印刷する、というような運用を行えばよい。

【0066】

また、個々の顧客ごともしくは個々の顧客グループごとに、それぞれ異なるシンボルマーク配置を採用するようにするのであれば、すべての顧客に配布する商用カードの開口窓の配置パターンを共通にしたとしても、当選する顧客も存在すれば、落選する顧客も存在することになり、「くじ引き」としての機能を果たすことができる。たとえば、商用カードに関しては、すべての顧客に、図1(a)に示すような同一の開口窓の配置パターンをもった商用カードを配布しておき、利用明細書に関しては、図1(b)に示すシンボルマーク214の配置を個々の顧客ごともしくは個々の顧客グループごとに変えるようすれば、「くじ引き」としての機能を果たすことができる。

【0067】

<<< § 3. くじによる特典提供システム >>>

これまで述べたとおり、本発明を「カード利用者に対するくじによる特典提供用具」として捉えれば、顧客に対して商用カード100と利用明細書200とを用意することにより、くじによる特典を顧客に提供することができる。しかしながら、実際に当選した顧客に対して、何らかの特典を提供するプロセスを考慮すると、当選判定を行うための事務処理をどのようにすべきかを考えておく必要がある。そこで、ここでは、当選の判定を行う機能までも含め、「カード利用者に対するくじによる特典提供システム」として本発明を捉え、その構成および動作を説明する。

【0068】

図10は、本発明に係る「カード利用者に対するくじによる特典提供システム」の基本構成を示すブロック図である。このシステムの基本構成要素は、個々の顧客に対して発行される商用カード100、この商用カードの利用明細を示すための利用明細書200を発行する利用明細書発行部500、種々の情報をデジタルデータとして格納した情報格納部3

10

20

30

40

50

00、この情報格納部300に情報を格納するための情報入力部400、くじの当選を判定する当選判定部600である。

ここで、商用カード100は、既に述べたとおり、透光性をもった開口窓が、個々の顧客ごともしくは個々の顧客グループごとに異なる配置パターンで形成されているカードであり、たとえば、信販会社から、クレジットカードとして個々の顧客に対して発行されるものである。これに対して、情報格納部300、情報入力部400、利用明細書発行部500、当選判定部600は、実際には、たとえば、信販会社の事務処理セクションに設置されるコンピュータおよび関連装置（入力装置、記憶装置、印刷装置など）によって構成されるものである。

【0069】

10

情報格納部300には、図示のとおり、単位顧客情報310、シンボルマークを示す情報320、配置情報330、当選ルール情報340が格納されている。

ここで、単位顧客情報310は、個々の顧客ごとに用意される情報であり、たとえば、図示の例では、4名の顧客に対してそれぞれ商用カード100を1枚ずつ発行し、これら4名の顧客について、それぞれ単位顧客情報310が格納されている状態が示されている。

【0070】

20

図示のとおり、1つの単位顧客情報310は、個人情報311、パターン情報312、利用明細情報313によって構成されている。個人情報311は、当該顧客の氏名、住所、会員番号などの個人的な情報である。パターン情報312は、当該顧客に対して発行した商用カード100に形成された開口窓の配置パターンを示す情報である。たとえば、前述の例の場合、3行5列のマトリックスを構成する15個のセルの中の任意の5つのセルに対応する位置に開口窓が形成されるので、パターン情報312としては、この開口窓が形成された5つのセルの位置を示す情報（より具体的には、マトリックスの何行目何列目に開口窓があるかを示す情報）ということになる。利用明細情報313は、当該顧客の利用明細を示す情報であり、商用カード100がクレジットカードの場合であれば、たとえば、当該顧客についてのクレジットカードの利用履歴（いつ、どの店で、いくら利用したか）を示す情報ということになる。

【0071】

30

一方、シンボルマークを示す情報320は、くじの当選を決定するために用いるシンボルマーク自身を示す情報である。たとえば、図1（b）に示すようなシンボルマーク214を用いる場合であれば、「1, 2, 3, 4, 5」なる5種類の数字が、シンボルマークを示す情報320として格納されることになり、図7に示すようなシンボルマーク214Cを用いる場合であれば、図示のような各絵柄の画像を示す画像データが、シンボルマークを示す情報320として格納されることになる。

【0072】

40

配置情報330は、シンボルマークを示す情報320によって定義されたシンボルマークの配置を指定する情報であり、どのシンボルマークをどの位置に配置するかを指定する情報ということになる。ここに示す例では、すべての顧客に対して、共通したシンボルマーク配置を用いることにしており、配置情報330は全顧客について共通のものが1つだけ用意されている。なお、この配置情報は、少なくとも一部の顧客に対して発行された商用カードを位置指標に基づいて位置合わせして重ねた場合に、少なくとも一部の開口窓内からシンボルマークが観察可能な位置に割り当てられるような配置を指定している必要がある。

【0073】

当選ルール情報340は、くじの当選を決定するためのルールを示す情報である。この当選ルール情報340は、当選判定部600が当選判定を行うのに適した形式で記述されており、この当選ルールを文章で表現したものが、たとえば、図1（b）に示す当選ルール情報212や図7に示す当選ルール情報212Cということになる。

【0074】

情報入力部400は、この情報格納部300に対して種々の情報を入力するための構成要

50

素である。通常、新たな顧客に対して、商用カード100を発行する際に、当該顧客についての個人情報311およびパターン情報312が入力され、当該顧客がこの商用カード100を利用するたびに、その履歴が利用明細情報313として蓄積されてゆくことになる。一方、シンボルマークを示す情報320、配置情報330、当選ルール情報340については、この実施形態の場合、情報入力部400から毎月新たな情報の入力が行われる。そうすることにより、顧客は、毎月、異なるシンボルマークが異なる様で配置され、異なる当選ルールに基づくくじを楽しむことができる。もちろん、これらの情報は、必ずしも毎月異なる必要はなく、たとえば、シンボルマークを示す情報320については、1年間同じものを使い続ける、といった運用を行うことも可能である。

【0075】

10

利用明細書発行部500は、図示のとおり、画像生成部510と画像出力部520とによって構成されている。ここで、画像生成部510は、情報格納部300内に格納されている情報を参照しながら、個々の顧客宛に発送する利用明細書200を構成する画像を生成する機能を有しており、画像出力部520は、こうして生成された画像を紙面上にプリントするか、もしくはデジタルデータとして出力することにより利用明細書の発行を行う機能を有している。

【0076】

20

より具体的に説明すれば、画像生成部510は、たとえば、図2に示すような利用明細書200を構成する画像を生成する。この場合、宛名領域220に記載する情報は、当該顧客についての個人情報311を参照することにより得られ、利用明細記録領域230に記載する情報は、当該顧客についての利用明細情報313を参照することにより得られる。また、くじ表示領域210内の当選ルール情報212に記載すべき情報は、当選ルール情報340を参照することにより得られ、シンボルマーク214として記載すべき内容およびその配置は、シンボルマークを示す情報320および配置情報330を参照することにより得られる。なお、位置指標213については、商用カード100の大きさを考慮して、予め定められた位置に所定の指標を割り付けるようにしておけばよい。

【0077】

30

かくして、画像生成部510によって生成された画像を、画像出力部520によって紙面上にプリントすれば、紙の形態をもった利用明細書200が出力されるので、これを当該顧客に対して郵送する処理を行えばよい。一方、画像生成部510によって生成された画像を、画像出力部520によってデジタルデータ（たとえば、H T M L 形式のデータや、P D F 形式のデータ）として出力した場合は、これを電子メールなどをを利用して、当該顧客宛に配信すればよい。前述したとおり、このような配信を受けた顧客は、ディスプレイ画面上で利用明細書200を確認したり、プリンタを用いて出力した紙媒体上の利用明細書200として確認することができる。

【0078】

40

こうして、郵送もしくは配信されてきた利用明細書200の上に、自己の所持する商用カード100を重ねた結果、当選が確認できた顧客については、くじ表示領域210の部分を切り離して（もしくは、くじ表示領域210の部分をコピーして）信販会社に返送してもらうようにする。信販会社では、このようにくじ表示領域210の部分もしくはその複写物を返送してもらうだけで、当該顧客に対する当選処理を行うことができる。実際には、特定の顧客が当選したか否かは、くじ表示領域210の返送を受けなくても、当選判定部600によって判定することが可能である。すなわち、当選判定部600は、情報格納部300内に格納されている配置情報330、当選ルール情報340、そして個々の顧客ごとのパターン情報312を参照することにより、個々の顧客についての当落判定を行うことができる。

【0079】

たとえば、図1(a)に示す商用カード100を所持する特許太郎なる顧客については、この顧客についてのパターン情報312を参照することにより、この顧客が所持する商用カード100の開口窓110の配置パターンが図1(a)に示すようなものであるこ

50

とを認識することができる。また、配置情報 330 を参照することにより、くじ表示領域 210 上には、図 1 (b) に示すような形態でシンボルマーク 214 が配置されていることを認識することができ、当選ルール情報 340 を参照することにより、当落の判定基準を認識することができる。したがって、当選判定部 600 は、特許太郎なる顧客については、図 3 に示すような結果により落選することができ、実用次郎なる顧客については、図 5 に示すような結果により「お米券 5 kg」が当選することが認識できる。

【0080】

したがって、原理的には、当選した顧客から、くじ表示領域 210 の部分の返送を受けなくても、当選したすべての顧客に対して、当選による特典を与える処理を行うことは可能である。しかしながら、実際には、顧客自身が当選の事実を認識しており、かつ、当選による特典を受けたい旨の意志表示をした場合に限って、当該顧客に対して当選による特典を供与する運用形態を採ることが好ましい。自分が当選したことすら知らない顧客や、当選の特典を受けたい旨の意志表示をしない顧客に対してまで、一律に特定を供与することは不合理であり、社会の実情にはそぐわない。そこで、実用上は、上述したように、当選を認識した顧客については、くじ表示領域 210 の部分もしくはその複写物を返送してもらうことにより、当選の特典を受けたい旨の意志表示を行わせるようにするのが好ましい。

【0081】

具体的には、くじ表示領域 210 の返送があった場合についてだけ、当選判定部 600 による当選判定を行うようにし、当選が確認できた場合に、当該顧客に対して、当選による特典を供与する処理を行うようにすればよい。図 1 (b) に示すくじ表示領域 210 では、その右下隅に顧客識別コード 217 を設けてあるが、これは当選判定部 600 による当選判定処理を行うための便宜である。すなわち、利用明細書発行部 500 が、特定の顧客宛の利用明細書 200 を発行する際に、この利用明細書 200 の構成面上に、当該特定の顧客を識別するための顧客識別コード 217 を掲載する処理を行うようにし、当選判定部 600 には、利用明細書もしくはその複写物から、顧客識別コード 217 をデジタルデータとして読み取り、読み取った顧客識別コード 217 に対応する顧客についての当選判定を行う機能を附加しておけばよい。そうすれば、落選している特許太郎から、くじ表示領域 210 の部分の返送があったとしても、顧客識別コード 217 を読み取ることにより、当該くじ表示領域 210 が特許太郎から郵送されたものであることが認識できるので、落選した顧客からの返送であるから無効である旨の処理を行うことができる。逆に、当選している実用次郎から、くじ表示領域 210 の部分の返送があれば、顧客識別コード 217 を読み取ることにより、当該くじ表示領域 210 が実用次郎からのものであることが認識できるので、当選した顧客からの返送であることが確認でき、特典供与の手続を実行することができる。

【0082】

なお、前述したように、個々の顧客ごともしくは個々の顧客グループごとに、シンボルマークの配置を変える場合（たとえば、利用金額に応じて、当選確率を変えるような場合）は、情報格納部 300 内に、複数通りの配置情報 330 を格納しておくようにし、利用明細書発行部 500 が、個々の顧客宛の利用明細書 200 を発行する際に、所定の配置情報を選択して用いるようにしておけばよい。

また、前述したように、すべての顧客に対して、開口窓の配置パターンが同一の商用カードを発行し、個々の顧客ごともしくは個々の顧客グループごとに、シンボルマークの配置を変えることにより、くじとしての機能を果たさせる場合も同様である。

【0083】

<<< § 4. 利用明細書の発行装置 >>>

さて、§ 3 で述べたシステムは、当選判定部 600 によって、くじの当落判定を自動的に行う機能を備えていたが、このような当落判定は、必ずしも自動的に行つた方が効率的とは限らない。たとえば、商用カードを個々の店舗で利用した際に当該店舗のレジで発行されるレシート形式の利用明細書に、本発明に係るくじ表示領域を形成した運用形態を考え

10

20

30

40

50

てみる。この場合、店舗のレジで利用明細書を受け取った顧客は、その場で直ちに商用カードを重ね合わすことにより、くじの当落を認識することができる。そして、もし、くじに当選したことにより供与される特典が、粗品の進呈などのように、当該店舗のレジで対応できるような特典であった場合、その場で当該店舗のレジの係員に利用明細書と商用カードとを提示して、くじに当選していることを示し、その場で特典の供与を受けることができるようとした方が好ましい。

【0084】

このような運用形態の場合、レジの係員が、たとえば、図3に示すように、くじ表示領域210上に顧客の商用カード100を実際に重ね合わせて、当選していることを肉眼で確認する処理を行うことになるので、図10に示すようなシステムにおける当選判定部600は不要になる。別言すれば、当選判定までを自動的に行うようなシステム構成を採る必要はなく、利用明細書の発行を行う機能をもった装置が用意できれば十分である。

【0085】

図11は、本発明を「商用カードの利用明細書の発行装置」として捉えたときの構成を示すプロック図である。この発行装置は、図示のとおり、情報格納部350、情報入力部400、画像生成部510、画像出力部520によって構成され、利用明細書200を出力する機能を有する。ここで、情報入力部400、画像生成部510、画像出力部520の各構成要素は、図10に示すシステムにおける各対応構成要素とほぼ同じ機能を有している。情報格納部350は、種々の情報を格納する構成要素という点では、図10に示すシステムにおける情報格納部300と機能は同じであるが、実際に格納される情報が、若干少なくなっている。

【0086】

すなわち、情報格納部350には、図示のとおり、個々の顧客ごとの利用明細情報313、シンボルマークを示す情報320、配置情報330、当選ルール情報340が格納されるが、個々の顧客ごとの個人情報311やパターン情報312の格納は行われない。もちろん、個人情報311やパターン情報312も格納した運用形態を探ることも可能であるが、ここに示す実施形態の場合、個々の店舗のレジに設置される利用明細書の発行装置という位置づけであり、発行される利用明細書200には、その時点での商用カードの利用明細を示す利用明細記録領域と、くじ表示領域と、が掲載されるだけである。情報格納部350内には、レジで顧客が商用カードを利用するたびに、情報入力部400から、当該利用に関する利用明細情報313が入力され、蓄積されることになる。画像生成部510は、この利用明細情報313を利用明細記録領域に割り付ける処理を行うとともに、シンボルマークを示す情報320、配置情報330、当選ルール情報340を参照して、くじ表示領域を生成することになる。なお、当選ルール情報340は、当選判定に利用されるものではなく、くじ表示領域内に当選ルール情報を掲載するため(たとえば、図1(b)における当選ルール情報212のような説明文を掲載するため)に利用されるものであり、そのような掲載を行わないのであれば、情報格納部350内に当選ルール情報340を格納しておく必要はない。

【0087】

結局、図11に示す利用明細書の発行装置は、本発明に係るくじ表示領域を有する利用明細書を発行する機能のみを有しており、当選判定を行う機能は備わっていない。しかしながら、上述の例のように、個々の店舗のレジに設置し、レジの係員が肉眼で当選判定を行うような運用形態では、十分に利用価値のあるものである。

【0088】

もちろん、この図11に示す利用明細書の発行装置の用途は、必ずしも個々の店舗のレジにおける用途に限定されるものではない。たとえば、信販会社が、当選判定を肉眼で行う運用形態を探るのであれば、図10に示すシステムの代わりに、図11に示す発行装置を利用することも可能である。この場合、個々の顧客に発行した商用カードにおける開口窓の配置パターンに関する情報は管理していないので(すなわち、情報格納部350内には、パターン情報312が格納されていないので)、当選の確認は肉眼で行う必要がある。

そこで、当選した顧客には、信販会社のサービスカウンタへ、くじ表示領域 210 および商用カード 100 を持参してもらうか、あるいは、図 3 に示すように、くじ表示領域 210 上に商用カード 100 を重ねた状態でコピーをとってもらい、このコピーを信販会社に返送してもらうようにすればよい。信販会社の係員は、このコピーを肉眼で調べることにより、当選を確認することができる。

【0089】

なお、このように、くじ表示領域 210 上に商用カード 100 を重ねた状態のコピーを返送することにより、当選の応募を受け付ける場合、不正な改ざんが施されるおそれがある。たとえば、図 3 に示す例の場合、窓から見える数字の合計は 12 であるから、くじは落選していることになる。ところが、複写機を用いた改ざんを行うことにより、開口窓の位置を都合よくずらした状態のコピーを作成すれば、窓から見える数字の合計を 15 にするようなことが可能になる。このような改ざん行為は、コピーの返送という応募形態を採る限り、確実に発見することは困難である。

【0090】

このような問題に対処するためには、商用カード上に定義されたマトリックスを構成するセルのうち、開口窓が形成されていないセルの位置に、ダミーシンボルマークを印刷しておくようにすればよい。これを実例に即して説明しよう。たとえば、図 12 (a) に示すようなダミーシンボルマークの基本配列 700 を定義しておく。この基本配列 700 は、商用カードおよびくじ表示領域上に定義されるマトリックスと同じサイズのマトリックス（この例では、3 行 5 列のマトリックス）の各セルに、任意のシンボルマークを配置したものである。実際の商用カードでは、このマトリックス上の全 15 個のセルのうちの一部分に相当する位置に開口窓が形成されることになるが、このとき、開口窓が形成されていないセル位置には、基本配列 700 に応じたダミーシンボルマークを印刷するのである。

図 12 (b) に示す商用カード 100E は、このようにダミーシンボルマークが印刷された商用カードの一例である。この例では、15 か所のセル位置のうち、所定の 5 か所に開口窓が形成されているが、残りの 10 か所のセル位置には、ダミーシンボルマークが印刷されている。各セル位置に印刷されているダミーシンボルマークは、それぞれ基本配列 700 の対応するセル位置に定義されたダミーシンボルマークと同一のものである。

【0091】

このような工夫を施した商用カード 100E を用いるようにすれば、前述したような不正な改ざん行為を容易に認識することが可能になる。なぜなら、特定の開口窓の位置を移動させるような改ざんを行うには、開口窓とダミーシンボルマークとを入れ替える処理を行わざるを得ないが、このような入れ替えを行うと、ダミーシンボルマークの本来の位置がずれてしまい、基本配列 700 との間に齟齬が生じてしまうからである。係員は、送付されてきたコピーに写っている各ダミーシンボルマークが、基本配列 700 のとおりになっているか否かを確認することにより、不正改ざんの有無を認識することが可能になる。

【0092】

【発明の効果】

以上のとおり本発明によれば、顧客に配布した商用カード自身を物理的に利用することにより、顧客に何らかの特典を提供する付加的サービスを行うことが可能になる。

【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明に係るカード利用者に対するくじによる特典提供用具の構成例を示す平面図である。

【図 2】本発明に係るカード利用者に対するくじによる特典提供用具を構成する利用明細書の具体例を示す平面図である。

【図 3】図 1 (b) に示すくじ表示領域 210 に、図 1 (a) に示す商用カード 100 を重ねた状態を示す平面図である。

【図 4】図 1 (a) に示す商用カード 100 とは別な顧客に対して発行された商用カード 100A を示す平面図である。

10

20

30

40

50

【図5】図1(b)に示すくじ表示領域210に、図4に示す商用カード100Aを重ねた状態を示す平面図である。

【図6】本発明に用いられる商用カードの物理的な構成を示す平面図である(ハッチング部分は、遮光性をもった領域、白抜きの部分は透光性をもった開口窓である)。

【図7】絵柄からなるシンボルマーク214Cを用いて構成したくじ表示領域210Cの一例を示す平面図である。

【図8】図7に示すくじ表示領域210Cに、ポイントカードとしての機能をもつ商用カード100Cを重ねた状態を示す平面図である。

【図9】図7に示すくじ表示領域210Cに、ポイントカードとしての機能をもつ別な商用カード100Dを重ねた状態を示す平面図である。

【図10】本発明に係る「カード利用者に対するくじによる特典提供システム」の基本構成を示すブロック図である。

【図11】本発明に係る「商用カードの利用明細書の発行装置」の基本構成を示すブロック図である。

【図12】不正行為を抑制するためにダミーシンボルマークを用いる実施形態を示す平面図である。

【符号の説明】

100, 100A ~ 100E ... 商用カード

110, 110A, 110C ... 開口窓

120 ... ICチップ

200, 200C ... 利用明細書

210, 210C ... くじ表示領域

211, 211C ... 表題

212, 212C ... 当選ルール情報

213, 213C ... 位置指標

214, 214C ... シンボルマーク

215, 215C ... 位置合わせ説明

216, 216C ... 景品交換説明

217, 217C ... 顧客識別コード

220 ... 宛名領域

230 ... 利用明細記録領域

240 ... お知らせ領域

300 ... 情報格納部

310 ... 単位顧客情報

311 ... 個人情報

312 ... パターン情報

313 ... 利用明細情報

320 ... シンボルマークを示す情報

330 ... 配置情報

340 ... 当選ルール情報

350 ... 情報格納部

400 ... 情報入力部

500 ... 利用明細書発行部

510 ... 画像生成部

520 ... 画像出力部

600 ... 当選判定部

700 ... ダミーシンボルマークの基本配列

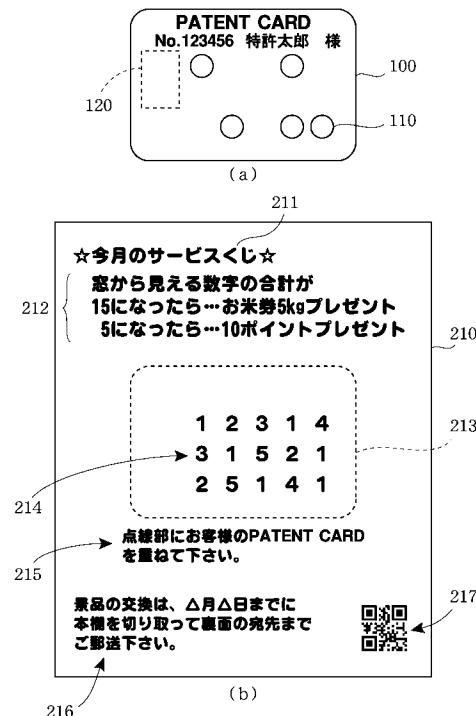
10

20

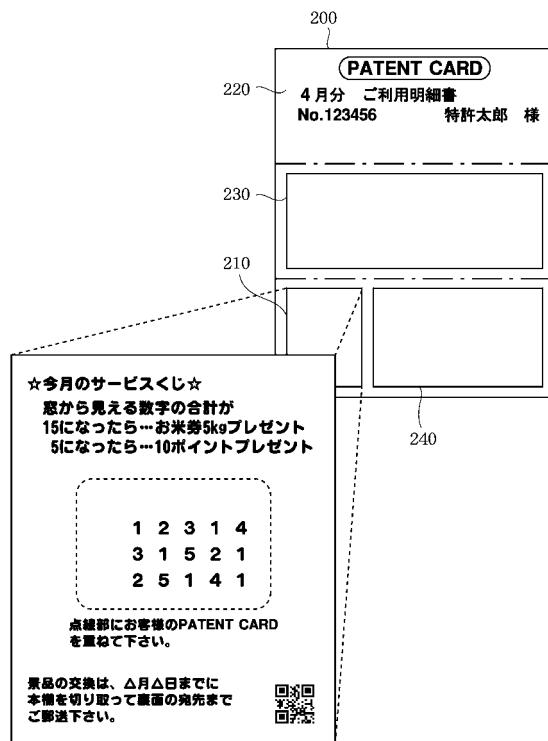
30

40

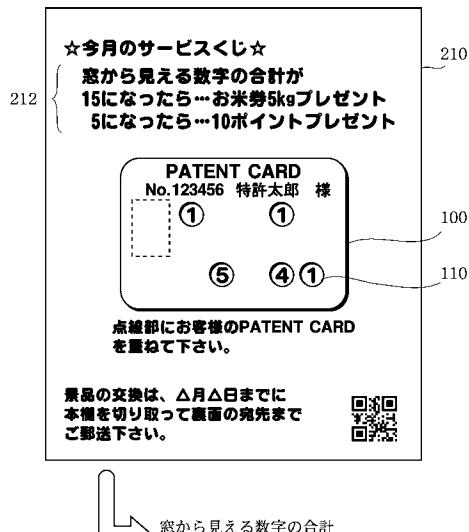
【図1】



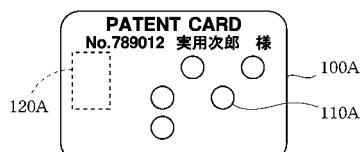
【図2】



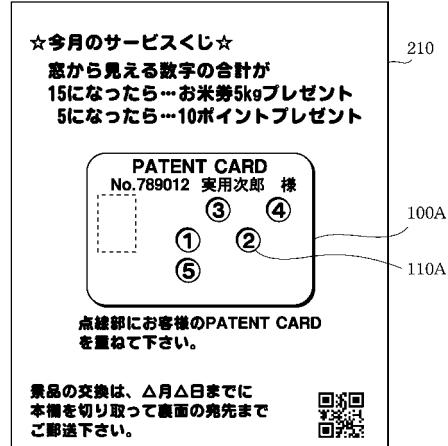
【図3】



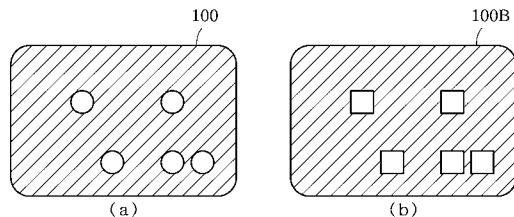
【図4】



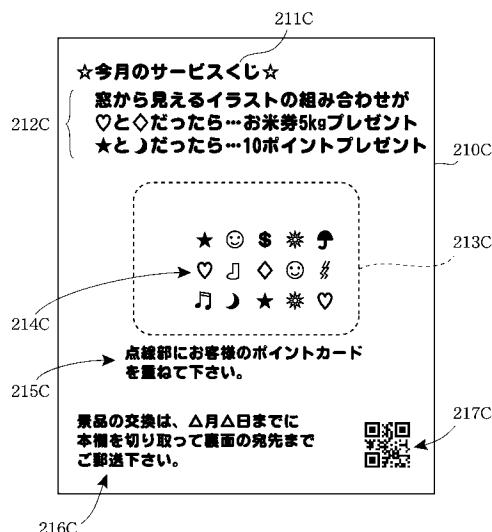
【図5】



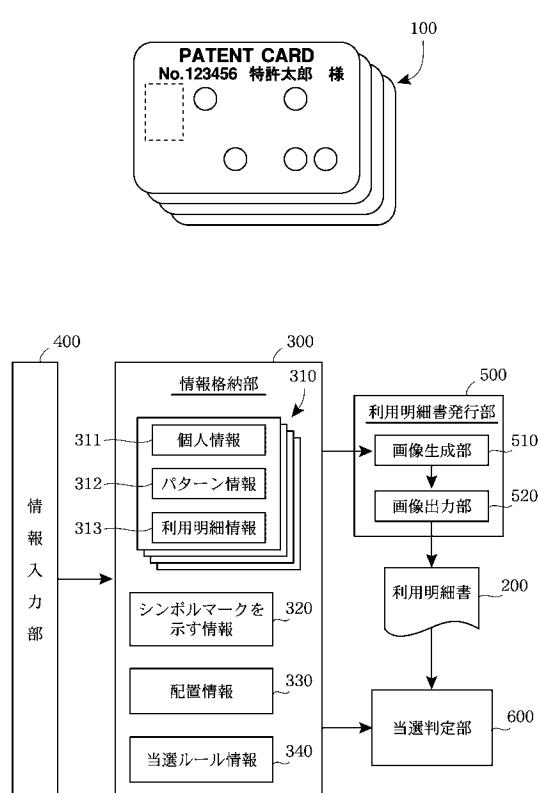
【 図 6 】



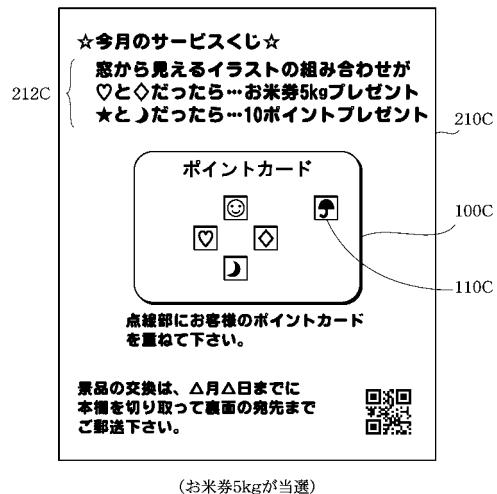
【 図 7 】



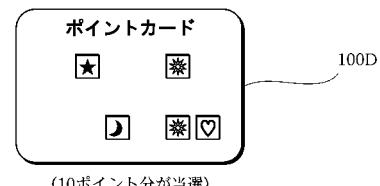
(10)



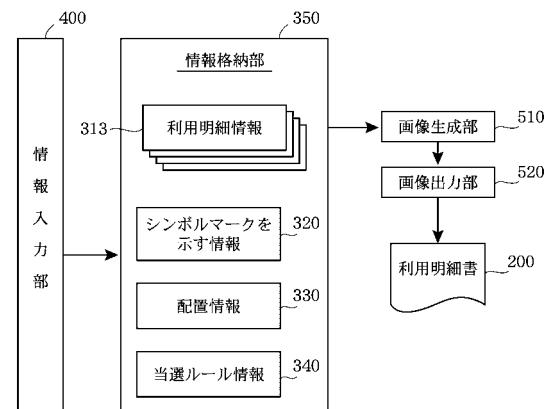
【 四 8 】



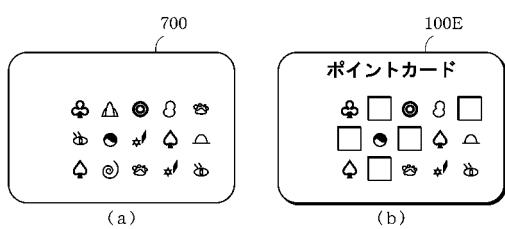
〔 9 〕



【 図 1 1 】



【 义 1 2 】



フロントページの続き

(51)Int.Cl.⁷

F I

テーマコード(参考)

G 0 6 F	17/60	1 4 8
G 0 6 F	17/60	3 2 4
G 0 6 K	19/00	Q